

# 公立朝来医療センター患者給食業務委託

## 募集要項

公立朝来医療センター

## 公立朝来医療センター給食業務委託業者募集要項

### 1 趣旨

この要項は、公立朝来医療センターと委託契約を締結し、患者給食業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務名

公立朝来医療センター患者給食業務委託

### 2 業務履行場所・規模

公立朝来医療センター 兵庫県朝来市和田山町法興寺 392 番地

(1) 病床数 150床 (2階：内科・外科病棟 58床)

(3階：整形外科病棟 46床 地域包括ケア病棟 46床)

(2) 業務量 想定患者数 105人／1日当たり

価格提案書は、想定患者数に基づいて費用を積算すること。

入院患者の増減等により想定患者数(105人／1日)と実際に給食を提供した人数との間に1割以上の差異(人数減)が生じた時は、価格提案書に記載された金額(契約予定額)に対して事後の差額調整(減額)を行う。

価格提案の上限額を222,000千円(税込)とする。

上限額を上回る提案は失格となる事に留意すること。

(3) 入院患者数及び喫食率の実績

令和元年度	平均入院患者数	98人／1日	喫食率	93%
平成30年度	〃	96人		92%
平成29年度	〃	91人		94%
平成28年度	〃	99人		93%

### 4 委託業務の内容

別紙「公立朝来医療センター患者給食業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

### 5 契約期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

なお、令和6年3月31日までの業務履行状況を確認した上で、適正に業務が履行されている場合においては、その後、令和9年3月31日までの間は毎年同様に更新する場合がある。

## 6 参加資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、参加することができる。

- (1) 日本国内の一般病床数 180 床以上の病院において、過去 5 年間以上、給食業務の受託実績があること。
- (2) 病院の給食調理業務の受託に関し、各種法令に基づく許可、認可、資格免許等を必要とする場合において、これを受けていること。
- (3) 一般財団法人医療サービス振興会の医療関連サービスマーク認定事業者（患者等給食）であること。
- (4) 欠格要件に該当しない者  
法人及びその代表者が次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく公立豊岡病院組合の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
  - ② 本公告の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間において、公立豊岡病院組合の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
  - ③ 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は同項第 3 号に規定する暴力団員に該当する者  
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
  - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者
  - ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
  - ⑦ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
    - ア 成年被後見人又は被保佐人
    - イ 破産者で復権を得ない者
    - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
    - エ 暴力団の構成員等

## 7 参加手続

### (1) 事務局

公立朝来医療センター事務部管理課

〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺 392 番地

電話 079-672-3999(代) FAX 079-670-2223

電子メール kanri.asago@toyookahp-kumiai.or.jp

(2) 募集要項の配布

① 配布方法

事務局より配布する。

・公立朝来医療センター ホームページよりダウンロード可。

<http://www.toyookahp-kumiai.or.jp/asago/>

② 配布期間

令和2年11月20日(金)から同年12月4日(金)まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 現地説明会

現地説明会は開催しない。

ただし、事前に現地見学を希望する者は、令和2年11月20日(金)から同年11月27日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時までに、様式第5号により上記(1)まで持参又は郵送、FAXにより申し込むこと。

郵送、FAXの場合は11月27日(金)必着とする。

なお、見学は、1参加者当たり2名以内とする。

(4) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記書類を必要に応じて作成し、提出期限までに提出すること。

① 提出書類及び提出部数

別表1のとおり

② 提出方法

持参又は郵送とする。

③ 受付期間

令和2年11月20日(金)～12月11日(金)の午前9時から午後4時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

郵送の場合は同年12月11日(金)必着とする。

④ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) プロポーザルにかかる質問及び回答

質問がある場合は、質問書(様式第6号)により行うこととしFAX、持参又は郵送とする。FAXの場合は確認のため事務局に電話による確認を行うこと。

① 提出先

上記(1)に同じ。

② 提出期間

令和2年11月20日（金）から同年12月9日（水）の午前9時から午後4時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

郵送、FAXの場合は同年12月9日（水）必着とする。

③ 回答

令和2年12月11日（金）17時までに、参加申込書を提出した者全員に対して電子メールもしくはFAXにより回答する。

(6) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり企画提案書等を作成し、提出期限までに提出すること。

なお、同一の参加者が提案する企画は一つに限る。

① 提出書類

別表1のとおり

② 提出方法

参加者が事務局へ持参又は郵送とする。

③ 受付期間

令和元年11月20日（金）から同年12月18日（金）の午前9時から午後4時までに持参することとし（土曜日及び日曜日を除く。）、郵送の場合は、同年12月18日（金）必着とする。

④ 提出先

上記(1)に同じ。

(7) プレゼンテーション

① 企画提案書を提出した者に対し、提出した企画提案内容についてプレゼンテーションを求める。

② プレゼンテーションの日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

8 提出書類作成上の注意

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 留意事項

① 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

② 提出書類は非公開とする。

③ 書類に記載された個人情報、事業者の選定のための評価・手続きに使用すること以外に、承諾を得ずに利用しないものとする。

④ 提出書類は返却しない。

⑤ 提出書類について、本要項に定める様式に適合しない場合は、応募を無効とすることがある。

⑥ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出された提案は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

⑦ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めないものとする。ただし、誤字・脱字等軽微な修正、この限りではない。

(3) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

① 参加者は、応募書類の提出をもって、この要項の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

② 企画提案書の規格は、A4版とし、分かり易く簡潔に記載すること。

## 9 無効となる提案

次に掲げる提案は無効とする。

(1) プロポーザルへの参加資格が認められない者による提案

(2) 募集要項等の規定に違反した提案

(3) 提案上限価格を上回る提案（提案上限価格 222,000 千円：税込）

(4) 虚偽の内容が記載されている提案

(5) 金額、氏名その他重要な文字、語句の誤脱や、不明確な提案

(6) 委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求めた者による提案

(7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格またはその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者による提案

(8) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者による提案

## 10 当選者の選考及び通知の方法

(1) 選考方法

当選者の選考は、「公立朝来医療センター患者給食業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 評価項目

委員会における選考は、次の評価項目により行う。

項目	概要
①運営方針	・良質な患者給食サービスを実施するにあたっての基本的な考え方とその具体的な実現方法等
②委託業務内容の遂行	・仕様書に定める業務を適正に遂行するための具体的な方法の提案や体制整備等（朝食調理、盛付、形態調理・調乳、下配膳、洗浄） ・業務稼働と早期の安定稼働に向けた体制等
③管理体制	・人員配置（適正な人員配置、繁忙時及びトラブル時の対応、管理者の配置、研修体制、地元雇用） ・衛生管理（食中毒等防止対策、健康管理体制、衛生点検・報告体制） ・危機管理（インシデント対応、代行保証体制、災害対応） ・クレーム対応の考え方、取り組み、業務への反映方法 ・給食業務受託にあたっての特色等の提案
④採用計画 ⑤研修体制	・職員の採用方法、地元採用、雇用形態 ・研修計画、内容、健康診断、体調不良時の対応等
⑥価格提案	・価格提案書（様式第8号）に記載された提案価格及び内容

#### (4) 選考結果の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

#### (5) 当選後の取扱い

当選者は、「公立朝来医療センター患者給食業務委託契約」の契約予定者となる。

#### (6) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 期限までに提案書を提出しなかった者
- ② 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

### 11 選定後の手続き

#### (1) 契約準備等

契約予定者は、選考結果通知後、直ちに次に掲げる書類を提出するとともに、準備作業について、病院と打ち合わせを行うこととする。

- ① 国税の納税証明書（該当する全ての国税税目に未納の税額がないことの証明書）
- ② 税に係る納税証明書（入札参加申込用納税証明書）
- ③ その他病院が求める書類

#### (2) 契約

- ① 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。なお、仕様書については変更

することがある。

- ② 契約担当者は、業務受託者が提案事項について、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、当選の取り消し及び契約の解除ができるものとする。
- ③ 契約予定者は、当選後に6(4)各号の事由に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。
- ④ 契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の当選を取り消し、次点者を当選者とする。

## 12 選定事業者の取消し

次に掲げる事項に該当することとなったときは、選定結果を取り消すものとする。

- (1) 正当な理由がなく、本要項11に記載する契約手続きに応じなかったとき。
- (2) 選定から契約手続までの間に、選定事業者について資金事情の変化等により企画提案した業務の運営の履行が確実にないと当院が判断したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、給食調理業務委託業者として相応しくないと当院が判断したとき。

## 13 延期等

プロポーザル参加者が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で、プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めるとき並びに不慮の都合により、本プロポーザルを延期または中止することがある。その場合は、周知することとする。

## 14 事前研修について

選定事業者は、当院と仕様について十分な確認を行い、適当な準備を行った上で、事前に当院での研修期間を設け、円滑に業務を遂行させること。